

公取委・中企庁、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について

本ニュースレターでもご紹介してきた「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」ですが、5月16日に成立しました。これを受けて、公正取引委員会と中小企業庁が法律の概要等を紹介するウェブページを公表しています¹。

施行期日が令和8（2026）年1月1日と残り半年強となっています（もともと、施行期日を「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」としていたのですが、国会審議で修正されました）。そうすると、年内に改正下請法対応を終わらせる必要があるため、待ったなしの状況となりました。法律名も、これまで慣れ親しんだ用語も変わりますし（「下請事業者」は「中小受託事業者」、「親事業者」は「委託事業者」に、法律名は「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業

振興法」から「受託中小企業振興法」に変更）、改正に伴って運用基準も見直されるので、手形払いの取りやめや、振込手数料を下請事業者（中小受託事業者）に負担させていないか（書面合意があっても中小受託事業者に負担させることがNGになる）のチェックなど、対応すべき項目の洗い出しと対応方針の決定を進めていく必要があります。

当事務所でも競争法分野を取り扱う弁護士を中心に、タイムリーな情報発信に努めて参ります。

（注）

1 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気軽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第20回「有価証券報告書におけるサステナビリティ開示と知的財産」

講師：弁護士 佐々木 崇人

開催日時：2025年7月16日（水）15時00分～15時30分

企業のサステナビリティへの取り組みが注目される中、令和5（2023）年1月31日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書等において「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、サステナビリティ情報の開示が求められることとなりました。サステナビリティの実践にあたっては、経営基盤としての知的財産の重要性がクローズアップされており、サステナビリティ記載欄において、知財開示に取り組む企業が増加しています。本セミナーでは、金融庁が示した「有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」を踏まえて各社の有価証券報告書における知的財産情報開示例を分析し、あるべき知的財産情報開示の方向性をご紹介します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_hIAwu5wRSPuqYHAGd6Dw5g



本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。

また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、

個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または

現地法弁護士の適切な助言を求めている必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp